

まちなにぎわい創出に向けた大規模小売店舗立地法の見直しを求める意見書

大規模小売店舗の出店に当たっては、かつて「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）に基づき、地元中小小売業者との商業調整が行われていたが、国内外の環境の変化に応じ、平成12年に大店法は廃止され、周辺地域の生活環境の保持を目的とした大規模小売店舗立地法が新たに施行された。

大規模小売店舗立地法の施行から20年以上が経過し、この間、郊外への大規模小売店舗の進出が続いたことで、周辺の生活者の利便性向上には寄与している一方で、商店街においては、来街者数の減少等の影響を受け、まちな空洞化が進んでいる。また、出店した大規模小売店舗が撤退してしまうと、買物に不便する地域住民が取り残されるおそれがある。

これまで、本市では大規模小売店舗立地法の指針に基づき、出店に当たって地域社会への貢献を促す地域貢献ガイドラインを策定するなど、取組を進めてきたところであるが、昨今の急激な少子高齢化の進展、地域課題の複雑多様化等の課題が山積する中、希薄化した地域コミュニティを再生していくためには、大規模小売店舗がまちづくりへ協力・参画し、商店街を含めた地域との連携強化を図っていくことがより一層重要となる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、大規模小売店舗が地域コミュニティの一員であることを深く自覚し、まちなにぎわい創出に向けて、地域との連携や地域社会への積極的な貢献を促す大規模小売店舗立地法の見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		